第２回こどもの権利擁護在り方検討ワーキンググループ資料

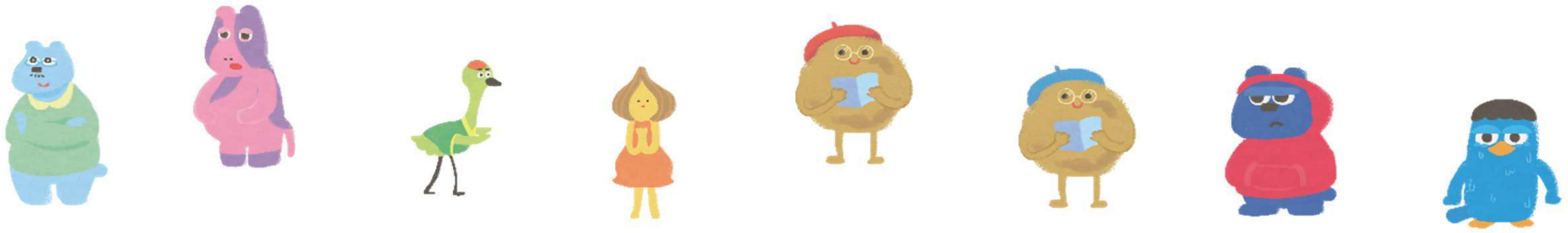

第１回目ＷＧで出た主な意見と第２回目ＷＧの内容

資料１

■　第１回目ＷＧの振り返り

第１回目ＷＧの検討事項

- **ＷＧでの検討事項のご説明（「こどもの権利の周知」と「権利擁護の在り方」）**
- **これまでの国・道の取組（概要）のご説明**

◆　主な意見

◎　教職員への普及は研修への組込みが有効ではないか
◎　オンラインセミナーは有意義だが、参加拡大に課題がある
◎　地域の実践（居場所づくり等）の共有が重要である
◎　体験的な学び（出前授業など）を学校に取り入れることが有効

◆　見えてきたポイント

周知は「**こどもだけでなく大人（特に教職員）**」への働きかけが不可欠
単発の取組ではなく、**継続的な仕組みづくりが必要**
学校現場との連携の有無が、取組の効果を左右する

■　第２回目ＷＧの検討事項

- **こどもの権利の周知・普及啓発にかかる国・道の取組（詳細）について**
- **相談機関にかかる国の取組及び他県・各機関における相談・救済窓口の設置状況等について**

◆　ご議論いただきたいこと

１「こどもの権利の周知」について
　国や道がこれまで実施してきたこどもの権利に関する周知の取組、結果を踏まえ、今後どのような工夫や改善が必要かご議論いただきたい。

２「権利擁護の在り方」について
　こどもの悩みを受け止める仕組みに関して、国や他県、道内関係機関の取組概要を踏まえ、今後実施する既設機関へのヒアリングにおいて、特に焦点を当てるべき事項等について、ご議論いただきたい。

こどもの権利の周知・普及啓発にかかる国の取組状況について（詳細）①

資料２

■　国（子ども家庭庁）の取組一覧　※一部抜粋

取組の類型	具体の事業・動き	取組内容
直接啓発	こどもの権利普及啓発資料の作成・配布	こどもの権利特設ページの公開、パンフレット・リーフレットの作成・配布による普及啓発
	こどもの権利に関する広報発信の実施	広報媒体を活用した権利の周知（紙・Web等）
	学校・家庭向け教材の整備・提供	学校や家庭で活用できる教材の整備・提供
	こどもの権利普及啓発プロジェクトの推進（こどものけんりプロジェクト）	ユニセフ等と連携し、広報媒体やイベント等を通じて、こどもの権利に関する全国的な普及啓発キャンペーンを展開
	教職員向け指導支援ツールの整備（先生のためのツールボックス）	教職員が授業や学級活動等で活用できるよう、指導案やワークシート、事例集などの教材・指導資料を整備し提供
	シンポジウム・セミナー等の開催	有識者等を招いたシンポジウムやセミナーを開催し、こどもの権利に関する理解促進及び関係者間の知見共有を図る
基盤整備	こどもの権利に関する認知度調査の実施	こどもの権利や関連条約に関する国民の認知度や理解状況を把握するための調査を実施し、今後の普及啓発施策の検討に活用
社会参加	こども・若者の意見表明機会の確保（こども若者★いけんぷらす）	こども・若者が政策形成過程に参画できるよう、意見表明の機会を確保し、その意見を施策へ反映する仕組みとして運用
	こども・若者の意見募集	インターネット等を活用し、広くこども・若者から意見を募集するとともに、参加しやすい環境整備を推進

こどもの権利の周知・普及啓発にかかる国の取組状況について（詳細）②

■　こども基本法及び児童の権利に関する条約の認知度

児童の権利に関する条約の認知度

【調査対象】①こども向け調査：小学校１～３年生、小学校４～６年生、中学生、高校生それぞれ5,000人程度
②大人向け調査：全国の18歳（高校３年生を除く）から89歳までのアンケートモニター5,000人
【調査期間】①こども向け調査：令和５年10月23日～11月８日 ②大人向け調査：令和５年10月16日～10月20日

- 児童の権利に関する条約の認知度※は、小学1～3年生が16.8%、小学4～6年生が32.0 %、中学生が43.2%、高校生が67.1%、大人が53.2%となっています。
- 詳細をみると、中学生以下の年代、大人は「聞いたことがない」が最も高くなっていますが、 こどもは年代が上がるほどその割合が低くなる傾向にあります。

※「認知度」は、「どんな内容かよく知っている」、「どんな内容かすこし知っている」、「名前だけ聞い たことがある」の合計

《小学1～3年生》

《小学4～6年生》

《中学生》

《高校生》

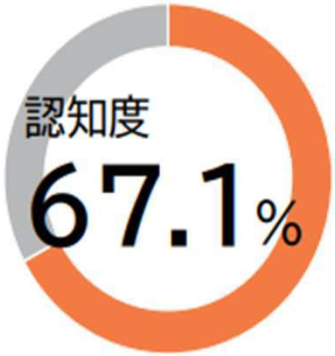

《大人》

詳細

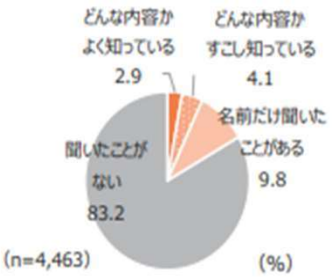

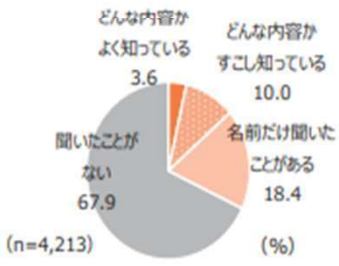

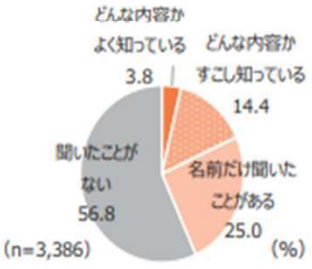

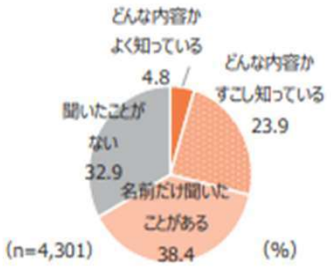

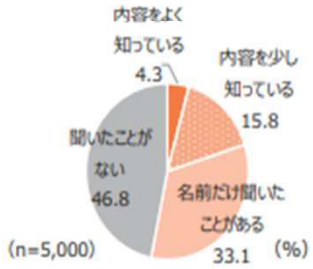

こどもの権利の周知・普及啓発にかかる国の取組状況について（詳細）③

■　こども基本法及び児童の権利に関する条約の認知度

こども基本法の認知度

- こども基本法の認知度※は、小学1～3年生が14.2%、小学4～6年生が15.9%、中学生が38.7%、高校生が57.4%、大人が56.8%となっています。
- 詳細をみると、どの年代も「聞いたことがない」が最も高くなっていますが、こどもは年代が上がるほどその割合が低くなる傾向にあります。

※「認知度」は、「どんな内容かよく知っている」、「どんな内容かすこし知っている」、「名前だけ聞いたことがある」の合計

≪小学1～3年生≫

≪小学4～6年生≫

≪中学生≫

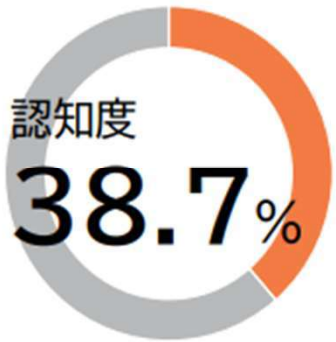

≪高校生≫

≪大人≫

詳細

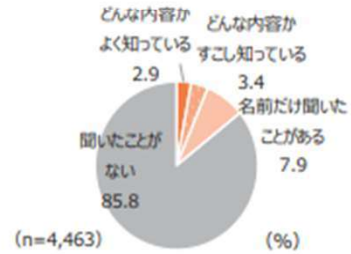

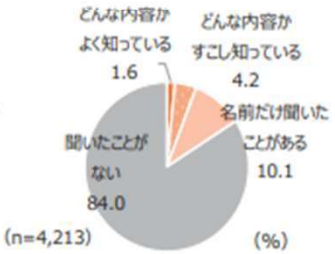

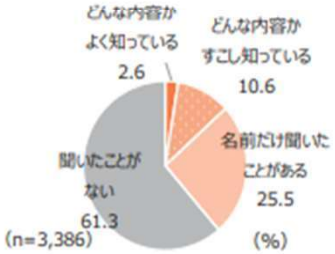

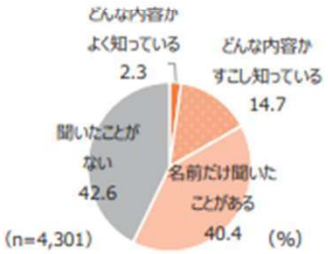

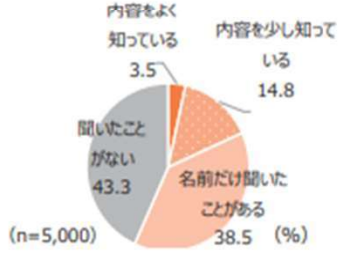

こどもの権利の周知・普及啓発にかかる国の取組状況について（詳細）④

■　子ども基本法及び児童の権利に関する条約の認知度

こども基本法を知ったきっかけ

- こどもがこども基本法を知ったきっかけは、小学1～3年生、中学生、高校生では、「学校の　先生」の割合が他の選択肢と比べて最も高くなっています。
- 小学4～6年生では、「テレビ」や「インターネット」が他の選択肢と比べて高くなっています。
- 大人では「テレビ」が47.3%で他の選択肢と比べて最も高くなっています。

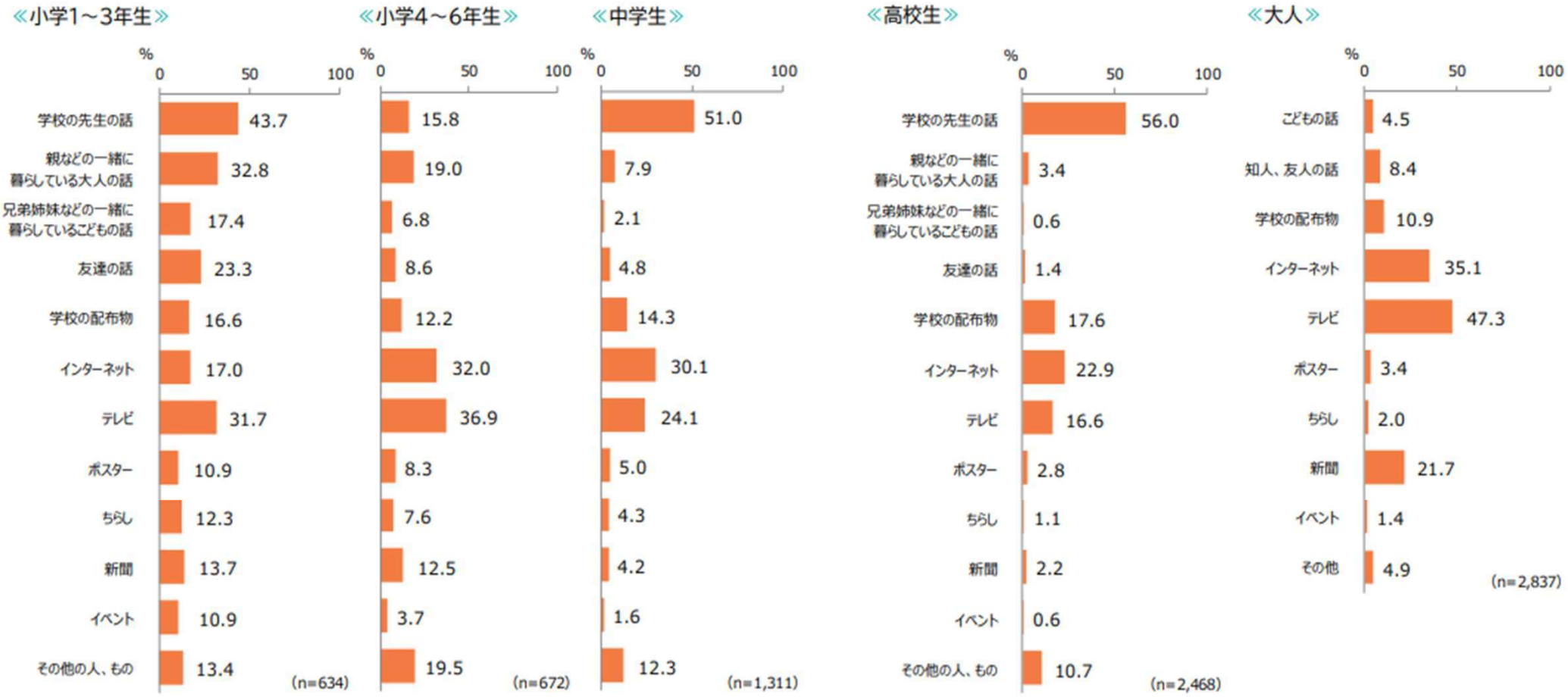

こどもの権利の周知・普及啓発にかかる国の取組状況について（詳細）⑤

こどもの権利の周知・啓発について（広報物等）

こども基本法		こども若者★いけんぷらす
パンフレット	動画	ポスター・チラシ・動画
 https://www.cfa.go.jp/resources/library-for-children	 https://youtu.be/NMw-JqACFLM	 やさしい版、通常版、 中高生向け https://www.cfa.go.jp/policies/iken-plus/
 https://www.cfa.go.jp/resources/	 https://youtu.be/ZNb80TAHeGc	 https://youtu.be/aNAKQ5TDLPw

こどもの権利の周知・普及啓発にかかる国の取組状況について（詳細）⑥

ユニセフ・こども家庭庁共催「こどものけんりプロジェクト」

２０２４年、日本が児童の権利に関する条約に批准してから３０年の節目となることから、こども家庭庁は、
日本ユニセフ協会と共催して、こどもの権利の普及啓発キャンペーン「こどものけんりプロジェクト」を開始しました。

■こどものけんりプロジェクト ホームページ
https://www.unicef.or.jp/kodoken/

○アイラブみー
NHKEテレで放送されているアニメーション番組。主人公の「みー」が「自分を大切にするってどういうこと？」かを考えていく。本プロジェクトのコンテンツに、みーとみーの仲間たちも登場。

■先生のためのツールボックス
https://www.unicef.or.jp/kodomo/cre/kodoken-toolbox/
様々なコンテンツを提供し、全国の幼稚園や小中高校にも展開。

◆動画教材
（未就学児、小学生、中高生向け）

◆動画教材の使い方をまとめたヒントブック
（指導案・ワークシート）
（未就学児、小学生、中高生向け）

◆こどもの声を聴くことをテーマにした
“こえ”のうた（日本語版／英語版／合唱版）

こどもの権利の周知・普及啓発にかかる国の取組状況について（詳細）⑦

こどもの権利の周知・啓発（出張講座・フォーラム・シンポジウム等）

○出張講座

・小学校で４年生の児童120名、保護者30名を対象に、こどものけんりプロジェクト教材動画を使用した出張講座を実施。
こども基本法のパンフレットを配布し、講座後の授業で活用していただいた。
（今後、学校、放課後児童クラブや放課後子供教室、児童館、こども食堂等において出張講座を実施予定。）

○研修会、フォーラム等での周知・啓発活動の事例

・全日本私立幼稚園連合会主催　第39回設置者・園長全国研修大会
会場にブースを出展し、こども基本法パンフレット、こどものけんりプロジェクトのリーフレット、ポスター等を配布した。
また、同会場で「“こえ”のうた」と「こども基本法」の動画を流した。研修大会後に要望のあった幼稚園にはこども基本法のパンフレットを送付している。

・子どもの権利条約フォーラム2024in東京
オープニングセレモニーで、こども家庭庁長官が会場にて挨拶をした。
またパネルディスカッションに長官官房参事官が登壇し、会場にてブースを出展した。

国際的な発信

11月7･8日、コロンビアの首都ボゴタにおいて、第1回こどもに対する暴力撲滅グローバル閣僚会合が開催。
（コロンビア政府、スウェーデン政府、UNICEF（国連児童基金）、WHO（国際保健機関）、
児童に対する暴力担当国連事務総長特別代表（SRSG-VAC）事務所共催）

日本政府を代表して、こども家庭庁から髙橋長官官房審議官が参加。

・こども家庭庁の設置、こども性暴力防止法の成立、
こども家庭センターの設置などを紹介

・引き続き暴力撲滅に向け取組を進めていくことを表明。